



定 款

財団法人 日本合板検査会

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、合板、床板、集成材その他これらに準ずるもの（以下「合板等」という。）の検査、認定及びこれらに附帯する事業を行い、これらの品質の改善と声価の維持向上を図り、もって木材加工産業の健全な発展と併せて消費者の保護に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、財団法人日本合板検査会(英文名：The Japan Plywood Inspection Corporation<略称：J P I C - e w >)と称する。

(事務所及び事業所)

第3条 本会は、主たる事務所を東京都港区西新橋三丁目13番3号（西新橋ビル）に置き、理事会の議決を経て必要な地に従たる事務所又は事業所を置く。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく合板等の製造業者等の認定
- (2) 合板等の受託検査とその証明
- (3) 合板等の受託試験とその証明
- (4) 合板等の品質及び規格に関する調査研究及び技術指導
- (5) 合板等の検査・格付に関する諸統計の収集及び刊行
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産及び会計

(資 産)

第5条 本会の資産は、次に掲げるものからなる。

- (1) 設立当初寄附された財産
- (2) 設立後寄附された財産
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産に生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第6条 本会の資産は、基本財産及び運用財産に区分する。

2. 基本財産は、前条に掲げる財産のうち、寄附者より基本財産として指定を受けた寄附財産、その他理事会の議決により基本財産に編入された財産よりなる。

3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 本会の資産は、理事会の定めるところにより、理事長がこれを管理する。

(基本財産の処分)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、本会の業務の遂行上必要な場合においては、農林水産大臣の承認を受けて次の各号の定めるところに従い処分し、又は担保に供することができる。

- (1) 寄附者より基本財産として指定を受けた寄附財産については、理事総数及び評議員総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得ること。ただし、理事会の議決により基本財産に編入された財産を処分し又は担保に供した後に限る。
- (2) 理事会の議決により基本財産に編入された財産については、理事総数の3分の2以上の同意を得ること。

(経費)

第9条 本会の経費は、基本財産から生ずる果実及び運用財産をもってこれにあてる。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画等)

第11条 理事長は、毎事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書の案を作成し、評議員会の意見を聴き理事会の議決を経て、これを農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 理事長は、毎事業年度終了後3カ月以内に、理事会の議決及び監事の監査を経て、当該事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、これを評議員会に報告し、かつ、農林水産大臣に提出しなければならない。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2. 前項の規定により定めた暫定予算は、理事会において承認を得なければならない。
3. 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(長期借入金)

第13条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会の同意及び理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得て、農林水産大臣の承認を得なければならない。

(特別会計)

第14条 本会は、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

第 3 章 役 員 等

(役 員)

第15条 本会に次の役員を置く。

理 事	10名以上15名以内
監 事	2名又は3名

2. 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によってこれを定める。

2. 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3. 常勤の理事は、合板等の生産又は販売に関係を有するものであってはならない。また、理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。）及び特定の企業の関係者である理事の占める割合は、理事現在数の3分の1を、同一業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

(役員職務)

第17条 理事長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 専務理事は、理事長を補佐して本会の会務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3. 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して本会の業務を分掌し、あらかじめ理事長が定める順序により、理事長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び専務理事が欠けたときはその職務を行なう。

4. 理事は、理事会を組織し、理事会の定めるところにより、業務を執行する。

5. 監事は、業務の執行及び財産の状況を監査する。

6. 理事及び監事は、相互にその職を兼ねることができない。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員は、辞任又は任期満了した場合であっても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。

3. 補欠により、又は任期の途中で選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員解任)

第19条 役員が本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をなしたときは、任期中であっても理事会及び評議員会は、これを解任することができる。

2. 前項の規定による解任の議決は、理事総数及び評議員総数のそれぞれの3分の2以上の同意を要する。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えるものとする。

(役員報酬)

第20条 役員は無報酬とする。ただし、常勤役員については、理事会の議決を経て報酬を支給することができる。

(評議員)

第21条 本会に評議員25名以上30名以内を置く。

2. 評議員は、理事会において選任する。

3. 評議員及び役員は、相互にその職を兼ねることができない。

4. 第18条及び第19条の規定は、評議員に準用する。この場合において「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第22条 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事長の諮問に応じ、事業計画の制定その他本会の運営に関する重要事項について調査審議し、又はこれに関して理事長に助言することができる。

(顧問)

第23条 本会は、顧問を若干名置くことができる。

2. 顧問は、理事会の承認を受けて理事長がこれを委嘱する。

3. 顧問は、本会の運営に関する事項について、理事長の諮問に応ずる。

(事務局)

第24条 本会に事務局を設け、所要の職員を置く。

2. 事務局及び職員に関する規程は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(寄附行為その他の資料の備付け及び閲覧)

第25条 事務所には、次に掲げる資料を備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 役員名簿

(3) 事業報告書

- (4) 収支計算書
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表
 - (7) 財産目録
 - (8) 事業計画書
 - (9) 収支予算書
 - (10) 役員の履歴書並びに評議員及び職員の名簿及び履歴書
 - (11) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (12) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - (13) 収支及び支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (14) その他必要な資料
2. 前項第1号から第9号までの資料については、原則として、一般の閲覧に供しなければならない。

第 4 章 会 議

(理事会の招集)

- 第26条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。
2. 理事が理事総数の3分の1以上の同意を得て、又は監事が会議の目的たる事項を記載した書面をもって理事会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあった日から30日以内にその手続をしなければならない。
3. 理事会の招集は、開催日の7日前までに会議の日時、場所及び目的たる事項を通知して行うものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。
4. 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決事項)

- 第27条 理事会は、この寄附行為で定める事項のほか、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 基本財産の処分及び担保権の設定
 - (2) 寄附行為の変更、解散又は残余財産の処分
 - (3) 諸規程の制定並びに改廃
 - (4) 評議員会に提出すべき議案
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の運営に関し理事長又は理事会が必要と認める事項

(評議員会の招集)

- 第28条 評議員会は、理事長が必要と認めるときに、理事長がこれを招集する。
2. 評議員が評議員総数の3分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項を記

載した書面をもって評議員会の招集を請求したときは、理事長はその請求のあった日から30日以内に評議員会を招集しなければならない。

3. 評議員会の招集は、開催日の7日前までに会議の日時、場所及び目的たる事項を書面により評議員に通知して行うものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。
4. 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(役員と評議員会)

第29条 理事及び監事は、評議員会に出席して、意見を述べることができる。

(定足数)

第30条 理事会及び評議員会（以下「会議」という。）は、構成員の過半数の出席がなければ成立しない。

2. 会議の議事は、この寄附行為で特に定めた場合のほか、出席した構成員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面議決等)

第31条 理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は、代理人によりその議決権を行使することができる。

この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2. 前項の代理人は、理事にあつては理事、又評議員にあつては評議員でなければならない。
3. 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

(理事会の特例)

第32条 理事長は、議事が軽微な事項に係る場合においては書面による賛否を求めて、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第33条 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事又は評議員の現在数
- (3) 会議に出席した理事又は評議員の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長のほか、出席した理事又は評議員のなかから、その会議に

において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為の変更は、理事総数及び評議員総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得て、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(解 散)

第35条 本会の解散及び本会が解散したときの残余財産の処分は、理事総数及び評議員総数のそれぞれの3分の2以上の同意を得て、かつ、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

第 6 章 雑 則

(寄附行為の細則)

第36条 本会の寄附行為の実施に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、別にこれを定める。

附 則

この寄附行為の変更は、農林大臣の認可の日（昭和42年6月30日）から実施する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林大臣の認可の日（昭和45年9月30日）から実施する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林大臣の認可の日（昭和48年11月28日）から実施する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林大臣の認可の日（昭和53年2月8日）から実施する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日（昭和56年3月27日）から実施する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成6年4月1日）から実施する。

附 則

1. この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成9年12月26日）から実施する。
2. この寄附行為の変更の実施の際、現に理事である者の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成11年5月6日）から実施する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成15年9月26日）から実施する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成17年12月22日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成21年7月9日）から実施する。